

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省03-15)

施策名		日米防衛協力の強化			担当部局名	防衛政策局、防衛装備庁		
施策の概要		<p>平時から有事までのあらゆる段階や災害等の発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、全ての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、我が国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずる。</p> <p>このため、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させる。特に、宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化等を図る。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施する。</p> <p>2019年4月19日に開催された日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)において、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むことで一致したこと等も踏まえ、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案しつつ、海洋分野等における能力構築支援、人道支援・災害救援、海賊対処等について、日米共同の活動を実施する。また、日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全等に関し、協力を強化・拡大する。</p>			政策体系上の位置付け	日米同盟の強化 (日米同盟の強化)		
達成すべき目標		米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、日米防衛協力を一層強化			目標設定の考え方・根拠	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、日米同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する。</p> <p>【根拠】 大綱、中期防</p>	政策評価実施予定時期	令和4年8月
測定指標		目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
①	日米同盟の強化	日米防衛協力のための指針の実効性確保のための取組み			令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 日米同盟の強化 (1) 日米防衛協力の強化 米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、日米防衛協力を一層強化する。</p>	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)		当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和3年行政事業レビュー事業番号	
		30年度	令和元年度	2年度				3年度
(1)	将来水陸両用技術の研究試作(H29)	0 (0)	2,386 (2,386)	4,521 (4,521)	0	1	我が国の技術的優越の確保及び優れた防衛装備品の効果的・効率的な創製を目指し、島嶼部に対する攻撃への対応のため、水上から対処正面への迅速な部隊の機動、展開を可能とする将来の水陸両用技術の向上に資する技術資料を得る。	0145
施策の予算額・執行額		0 (0)	2,386 (2,386)	4,521 (4,521)	0	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-4-(1)日米防衛協力の強化	

※達成手段の令和3年度行政事業レビューシートは、中間公表段階のものである。

# 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省03-15)

施策名	日米防衛協力の強化
-----	-----------

測定指標	目標	施策の進捗状況
------	----	---------

①日米同盟の強化

日米防衛協力のための指針の実効性確保のための取組み

元年度

●指針に沿って、以下のような取組を通じて、日米間で防衛協力を深化し、日米同盟の抑止力・対処力を強化してきたところである。

- ・我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(指揮所演習)や米陸軍との実動訓練(オリエントシールド)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施。また、2019年中、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を14件実施。内容面でも、この14件のうち、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、2019年4月から12月までの間において、日米全体で355件の相互提供がある。
- ・同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練(コブラゴールド、カーンクエスト等)に継続して参加。サザンジャッカル・コープノース(日米豪)、クリスマス・ドロップ(日米豪NZ)、マラバル(日米印)等日米がともに参加する多国間訓練の実施や第三国及び多国間の協力を実施。また、宇宙協力ワーキンググループやサイバー防衛政策ワーキンググループを通じ、宇宙及びサイバー空間に関する協力を着実に進展。さらに、「シュリーパー演習」など米軍主催の机上演習に参加。
- ・実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮の核実験・弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムも活用し、日米間の緊密な連携を確保。また、FMSに関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組みが進捗するなど、FMS調達の合理化を強化。
- ・日米共同統合演習(指揮所演習)等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施したことに加え、累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与。

2年度

●指針に沿って、以下のような取組を通じて、日米間で防衛協力を深化し、日米同盟の抑止力・対処力を強化してきたところである。

- ・我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(実動演習)や米海兵隊との実動訓練(フォレストライト)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施。また、2020年中、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を25件実施。弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に4件、共同訓練の機会に14件の警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、2020年4月から12月までの間において、日米全体で334件の相互提供がある。
- ・同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練(リムパック等)に継続して参加。コープ・ノース(日米豪)やマラバル(日米印豪)等日米がともに参加する多国間訓練や三国間及び多国間の協力を実施。また、宇宙協力ワーキンググループなどを通じ、宇宙及びサイバーに関する協力を着実に進展。さらに、「シュリーパー演習」など米軍主催の机上演習に参加。
- ・実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮の核実験・弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムを活用し、日米間の緊密な連携を確保。また、FMSに関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組みが進捗するなど、FMS調達の合理化を強化。
- ・日米共同統合演習(実動演習)等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施したことに加え、累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与。
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、令和元年度に事前評価を行い、令和2年度に着手した事業は以下のとおり。
- ・将来水陸両用技術の研究

担当部局名	防衛政策局、防衛装備庁	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-------------	----------	--------